

感震ブレーカー等設置に関する補助金

ご家庭に「感震ブレーカー」設置を

牧之原市では、南海トラフ巨大地震に備えて、地震発生後の通電火災から「人命」・「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、設置費用の一部を助成します。

感震ブレーカーとは

感震ブレーカーは**震度5強以上の揺れ**を感知すると3分後に自動的にブレーカーを落とし、電気を遮断する器具であり、電気復旧時に発生する通電火災を防止し、延焼被害を大きく減少させることができます。

補助対象者

- ・市内に住宅を所有し、又は居住している個人で、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者（賃貸目的の住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る）。
- ・市内に戸建住宅を新築する個人で、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者。

補助対象機器の規格

一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の構造及び機能を有するものとします。

補助金額

- ・感震ブレーカー等の購入及び設置工事に要する経費のうち2/3以内の額（上限5万円、千円未満切り捨て）
- ・新築住宅は一律1万円。

交付注意事項

- ・**必ず工事前に申請を行ってください（工事中、工事後の申請は補助対象外）。**
- ・補助金の申請可能回数は1住宅につき1回です。
- ・既存の分電盤に設置できない場合があります。
- ・器具や費用については電気工事店等にご相談ください。

ご相談する電気工事店がわからない方へ

南榛原電気工事協同組合において、感震ブレーカーを取り扱う電気工事店をご紹介します。

- ・南榛原電気工事協同組合 牧之原市静波2220-29 TEL:0548-22-5121



裏面 申請手順

感震ブレーカー等設置に関する補助金交付の流れ

① 申請書類受け取り

牧之原市役所 危機管理課にて申請書類をお渡しします。

② 工事業者に相談

電気工事店等に設置器具、設置場所、費用等について相談します。
※ 新築の場合はまず危機管理課までご相談ください。

③ 申請書類の提出

申請書等を記入し、見積書等の必要書類を添付し、市に提出してください。

④ 交付決定書の受取

危機管理課より交付決定通知書が届きます。

⑤ 工事実施

交付決定通知書が届いたら、工事業者に工事を依頼してください。
工事内容等を変更する場合は防災課までご連絡ください。

⑥ 報告書類の提出

工事完了後、実績報告書、領収書の写し、施工前後の写真等を提出してください。

⑦ 交付確定通知書の受取

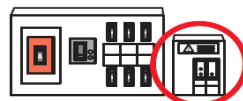
危機管理課から交付確定通知書が届きます。

⑧ 請求書の提出

請求書の提出後、ご指定いただいた口座に補助金が振り込まれます。



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)

問い合わせ先: 牧之原市役所 危機管理課
住所 : 静岡県 牧之原市 静波447-1
牧之原市役所 榛原庁舎 四階
電話番号 : 0548-23-0056
FAX : 0548-23-0049
Eメール : kikikanri@city.makinohara.lg.jp